有線テレビジョン放送事業者	げる事項のうち１項目以上 一へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち１項目以上 合計３項目以上

ロ　事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

届出をした有線テレビジョン放送事業者	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)、ニ又はホに掲げる事項のうち１項目以上 一へ(1)から(4)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち１項目以上 合計２項目以上
登録を受けた有線テレビジョン放送事業者	一イ(1)から(3)まで、ロ(1)若しくは(2)、ハ(1)若しくは(2)、ニ又はホに掲げる事項のうち１項目以上 一へ(1)から(4)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち１項目以上 合計３項目以上

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

［１　略］

２　指標等

計画策定に当たり、有線テレビジョン放送事業者が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

一　現に有する経営資源を利用する場合

次に掲げるいずれかの指標とする。

イ　労働生産性

労働生産性㈱について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が２％以上のものを求める。計画期間が３年間の場合は１％以上の目標を、４年間の場合は1.5％以上の目標を求める。

㈱　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

ロ　有線テレビジョン放送ネットワークの光回線化増加率

光ファイバの幹線路距離、ＦＴＴＨ方式の引込端子数又は加入世帯数について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が５％以上のものを求める。計画期間が３年間の場合は２％以上の目標を、４年間の場合は3.5％以上の目標を求める。

二　事業承継等により他の有線テレビジョン放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ　事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第２条第10項第９号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の有線テレビジョン放送事業者等の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ　指標

次に掲げるいずれかの指標とする。

⑴　労働生産性

労働生産性㈱について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標

有線テレビジョン放送事業者	に掲げる事項のうち１項目以上 一へ(1)から(3)まで又はト(1)から(3)までに掲げる事項のうち１項目以上 合計３項目以上

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

［１　同左］

２　経営指標

計画策定に当たり、有線テレビジョン放送事業者が目標とすべき指標は、次のいずれかのとおりである。

一　労働生産性

労働生産性について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が２％以上のものを求める。計画期間が３年間の場合は１％以上の目標を、４年間の場合は1.5％以上の目標を求める。

㈱　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

二　有線テレビジョン放送ネットワークの光回線化増加率

光ファイバの幹線路距離、ＦＴＴＨ方式の引込端子数又は加入世帯数について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が５％以上のものを求める。計画期間が３年間の場合は２％以上の目標を、４年間の場合は3.5％以上の目標を求める。